

ヘイトスピーチに関する実態調査結果・概要版

平成28年3月
法務省人権擁護局

1 デモ等の発生状況に関する調査

(1) デモ等の発生件数

- インターネット上の公開情報等に基づいて、ヘイトスピーチを伴うデモ等を行っていると言われている団体が平成24年4月から平成27年9月までの間に行ったデモ等の発生件数及びその推移を調査した（ヘイトスピーチを伴うデモ等のすべてを網羅的に調査することは困難であり、あらゆるヘイトスピーチのデモを調査したものではない。）。
- 法務省が公開情報等から発生件数を調査し、その調査資料を人権教育啓発推進センターに提供した後、同センターにおいて、更なる収集等を行った上、分析、評価を行ったもの。
- 前記の全期間の発生件数は
1152件
であった。
- 年毎の推移については
平成25年 347件
平成26年 378件
である一方、
平成27年（1月から9月まで） 190件
※年換算で約253件
であり、相当程度、減少している。ただし、平成27年も前記のとおり未だ相当数のデモ等が見られ、沈静化したとは言えない状況にある（また、インターネット上に情報の見当たらないデモ等については、性質上、把握が困難であって、ヘイトスピーチを伴うデモ等すべての発生件数は不明な部分もあるといわざるを得ない。）。
- 四半期毎に見ると、平成26年第4四半期から減少に転じ、平成27年第1四半期及び同年第2四半期にはピーク時の2分の1強にまで減少（ただし、同年第3四半期には増加に転じている。）。
- その他として、地域毎では、4割以上のデモ等が首都圏に集中している傾向などが見られる。

(2) デモ等で掲げられているテーマ

- そもそもヘイトスピーチの概念それ自体が確立していないが、デモ等が行われている理由や背景等を明らかにするため、インターネット上の公開情報等に基づき、(1)で把握したデモ等で掲げられているテーマのうち、一般にヘイトスピーチであると指摘されることの多い内容、すなわち、

- ① 特定の民族等に属する集団を一律に排斥する内容（例えば、一律に「日本から出て行け」など）
- ② 特定の民族等に属する集団の生命等に危害を加える内容（例えば、「皆殺しにせよ」など）

をテーマとして掲げているものを抽出して、その割合を調査した。

- 法務省が人権教育啓発推進センターに提供した前記調査資料に基づいて、人権教育啓発推進センターにおいて分類、抽出したもの。

- 前記①及び②の割合については

平成24年	14件	約5.9パーセント
平成25年	20件	約5.8パーセント
平成26年	10件	約2.6パーセント
平成27年	2件	約1.1パーセント

であり、減少する傾向にある。

- デモ等の大多数は、「拉致問題」などの外交問題に関する一定の政治的主張を掲げるものであり、前記の①ないし②をテーマとしているものはごく少数。
- ただし、デモ等のテーマは、実際にデモ等の現場で発せられた言動とは必ずしも一致するものではないことに留意する必要がある。

2 デモ等における発言内容その他

- デモ等の様子を撮影した動画が多数投稿されている動画投稿サイトにおいて、一定の検索ワードに基づいて、デモ等72件分の動画（動画再生時間合計約98時間）を検索した上、それらの動画における発言の文字起こしを行い、音声として確認可能な範囲で、デモ等においてどのような発言がなされているのかを調査した。
- 前記のとおり、ヘイトスピーチの概念それ自体が確立していないが、一般にヘイトスピーチであると指摘されることの多い内容、すなわち、
 - ① 特定の民族等に属する集団を一律に排斥する内容（例えば、一律に「日本から出て行け」など）
 - ② 特定の民族等に属する集団の生命等に危害を加える内容（例

えば、「皆殺しにせよ」など)

- ③ 特定の民族等に属する集団を蔑称で呼ぶなどして誹謗中傷する内容(例えば、「チョン」「ゴキブリ」など)

の発言を抽出した上、その出現状況及びその推移を調査することとした。

- 法務省が一定の検索ワードに基づいて動画を検索し、人権教育啓発推進センターにおいて、それらの動画中の発言を文字起こしをした上、分類、抽出したもの。

- 前記①、②及び③に該当するものとして、

総数 1803回

であり、そのうち、

- ①に該当するもの 1355回(約75.2パーセント)
- ②に該当するもの 216回(約12.0パーセント)
- ③に該当するもの 232回(約12.9パーセント)

であった。

- そもそも、前記の①ないし③に該当しない政治的主張に関する発言も多数認められるが、文脈等によって前記の①ないし③に該当するの可否かの判別が容易でないものも少なくないことに留意する必要がある。

- それぞれの年毎の動画再生時間との比較では、(出現頻度そのものとは言いえないが)

平成24年 約3.2分に1回

平成25年 約2.6分に1回

平成26年 約3.2分に1回

平成27年 約6.3分に1回

となっており、前記の①ないし③に該当する発言の割合は、平成27年になって減少している傾向にあると読み取れる。とはいえ、平成27年の動画にも、前記の①ないし③に該当する発言が相当数認められ、沈静化したと言える状況にはない。

- より直接的で過激な内容となることの多い前記の②に該当する発言の割合も、平成26年以降、減少している。

- その他として、大人数のデモ等が減る傾向が見られる。

3 デモ等の発生件数及び発言内容に関する考察

- 前記1及び2の減少傾向に影響を与えた要因の可能性のあるものとして、

京都朝鮮初級学校襲撃事件の民事判決の経過

ヘイトスピーチに対する社会的関心の高まり
があると考えられる。

- 京都朝鮮初級学校襲撃事件の民事判決としては、平成26年7月8日に大阪高等裁判所控訴審判決が出され、一審判決に続いて、デモ参加者側が敗訴しているところ、前記のとおり、実際に、平成26年第4四半期からデモ等の発生件数は減少に転じている。
- また、平成26年半ばには、前記の民事判決等も相まって、大きく社会的関心を集めることとなった結果、デモ等を行う団体が過激な言動をそれ以前よりも控えるようになった可能性もある。前記のとおり、実際に、動画再生時間との比較における前記①ないし③に該当する発言の割合や、過激な内容となることの多い前記②の割合が減少している。また、デモ等を行っている団体も、こうした事情を受けてのことか不明であるが、平成26年半ば頃から、参加者に事前に「死ね、殺せ等の文言は厳禁である。」旨の呼びかけを行うようになってきている。

4 その他（地方公共団体に関する調査）

- 過去に地方公共団体が実施した、外国人住民を対象とした調査の多くは多文化共生施策の推進に関するものであるが、質問項目の一部に差別等の人権問題を問うものは多く見られ、差別的な言動等を受けた経験があると回答した者の割合は決して低いとは言えない傾向がある。
- ヘイトスピーチに関して独自の施策等の取組を行っている地方公共団体の数はまだ少ないが、ヘイトスピーチが行われている地域の地方公共団体のうち半数程度では、地方議会が国に対してヘイトスピーチに対する法整備など、実効性ある対策を求める意見書を提出している状況にある。